

道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

(新旧対照条文一覧)

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)	一
道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第十二号)	四
道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第十二号)による改正後の道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)	八

道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係） 一 違反行為に付する基礎点数	別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係） 一 違反行為に付する基礎点数	別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係） 一 違反行為に付する基礎点数	別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係） 一 違反行為に付する基礎点数
違反行為の種類	違反行為の種類	違反行為の種類	違反行為の種類
（略） 混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出入折方法違反、道路外出入折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反	（略） 混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出入折方法違反、道路外出入折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反	（略） 混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出入折方法違反、道路外出入折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反	（略） 混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出入折方法違反、道路外出入折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等（保持）、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反
点数	点数	点数	点数
（略） 一点	（略） 一点	（略） 一点	（略） 一点

又は仮免許練習標識表示義務違反

二・三 (略)

備考

一 (略)

二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1) 9 (略)

10 「酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二十五未満)等」と

は、4に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から119までに規定する行為をいう。

11) 18 (略)

19 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」と

は、5に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から119までに規定する行為をいう。

20) 111 (略)

112) 119 (略)

別表第五(第四十五条関係)

反則行為の種類	反則行為の種類別	
	車両等の種類	反則金の額
(略)	(略)	(略)
十五 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路外左右折方法違反、交差点右左折方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出	大型車 普通車又は二輪車 原付車	六千円 四千円 三千円

帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反

二・三 (略)

備考

一 (略)

二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1) 9 (略)

10 「酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二十五未満)等」と

は、4に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から120までに規定する行為をいう。

11) 18 (略)

19 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」と

は、5に規定する状態で運転している場合における30から49まで、51から65まで又は67から120までに規定する行為をいう。

20) 111 (略)

112) 120 「高齢運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の第五項の規定に違反する行為をいう。

113) 120 (略)

別表第五(第四十五条関係)

反則行為の種類	反則行為の種類別	
	車両等の種類	反則金の額
(略)	(略)	(略)
十五 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路外左右折方法違反、交差点右左折方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、高齢運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標	大型車 普通車又は二輪車 原付車	六千円 四千円 三千円

備考 (略)	(略)	入方法違反
	(略)	
	(略)	

備考 (略)	(略)	識表示義務違反又は本線車道出入方法違反
	(略)	
	(略)	

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>別表第二の備考の一の1中「一の表」の下に「又は二の表」を加え、「同表」を「これらの表」に改め、同表の備考の一の2中「場合」の下に「(二)の113から122までに規定する行為をした場合を除く。」を加え、同表の備考の一の2(1)中「二の表」を「三の表」に改め、同表の備考の一の2(2)を次のように改める。</p> <p>(四) 法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、(1)による点数に、五点を加えた点数とする。</p> <p>別表第二の備考の一の3を次のように改める。</p> <p>3 二の113から122までに規定する行為をした場合において、法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。</p> <p>別表第二の備考の二中「一の表」の下に「及び二の表」を加え、同表の備考の二の1及び2を次のように改める。</p> <p>1 「酒気帯び運転(〇・二五以上)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。</p> <p>2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為(124)に規定する行為を除く。)をいう。</p> <p>別表第二の備考の二の4を削り、同表の備考の二の5中「4」を「1」に、「6」を「5」に改め、同表の備考の二中5を4とし、6を5とし、同表の備考の二の7中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「14から16まで」を「11から13まで」に改め、同表の備考の二の7を同表</p>	<p>(略)</p> <p>別表第二の備考の一の1中「一の表」の下に「又は二の表」を加え、「同表」を「これらの表」に改め、同表の備考の一の2中「場合」の下に「(二)の114から123までに規定する行為をした場合を除く。」を加え、同表の備考の一の2(1)中「二の表」を「三の表」に改め、同表の備考の一の2(2)を次のように改める。</p> <p>(四) 法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、(1)による点数に、五点を加えた点数とする。</p> <p>別表第二の備考の一の3を次のように改める。</p> <p>3 二の114から123までに規定する行為をした場合において、法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。</p> <p>別表第二の備考の二中「一の表」の下に「及び二の表」を加え、同表の備考の二の1及び2を次のように改める。</p> <p>1 「酒気帯び運転(〇・二五以上)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。</p> <p>2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為(125)に規定する行為を除く。)をいう。</p> <p>別表第二の備考の二の4を削り、同表の備考の二の5中「4」を「1」に、「6」を「5」に改め、同表の備考の二中5を4とし、6を5とし、同表の備考の二の7中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「14から16まで」を「11から13まで」に改め、同表の備考の二の7を同表</p>

の備考の二の6とし、同表の備考の二の8中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「20、21、23又は24」を「14から17まで」に改め、同表の備考の二の8を同表の備考の二の7とし、同表の備考の二の9中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「25、27又は28」を「18、20又は21」に改め、同表の備考の二の9を同表の備考の二の8とし、同表の備考の二の10中「以上」を「未満」に、「30から49まで、51から65まで又は67から119」を「23から42まで、44から58まで又は60から112」に改め、同表の備考の二の10を同表の備考の二の9とし、同表の備考の二の11中「以上」を「未満」に、「1、4及び7から10まで」を「4及び6から9まで」に改め、同表の備考の二の11を10とし、12及び13を削り、14から16までを11から13までとし、17から19までを削り、20を14とし、21を15とし、22を削り、23から27までを16から20までとし、同表の備考の二の28中「21」を「15」に改め、同表の備考の二の28を21とし、29から48までを22から41までとし、同表の備考の二の49中「26」を「19」に改め、同表の備考の二の49を同表の備考の二の42とし、同表の備考の二の50中「26」を「19」に改め、同表の備考の二の50を43とし、51を44とし、同表の備考の二の52中「27」を「20」に改め、同表の備考の二の52を45とし、53から85までを46から78までとし、同表の備考の二の86中「26及び49」を「19及び42」に、「50」を「43」に改め、同表の備考の二の86を79とし、87から94までを80から87までとし、同表の備考の二の95中「51」を「44」に改め、同表の備考の二の95を88とし、96から100までを89から93までとし、同表の備考の二の101中「53」を「46」に改め、同表の備考の二の101を94とし、102から106までを95から99までとし、同表の備考の二の107中「58」を「51」に改め、同表の備考の二の107を100とし、108から119までを101から112までとし、同表の備考の二に次のように加える。

113| 「運転殺人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の傷害に係るものを含む。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が死亡した場合に限る。）をいう。

の備考の二の6とし、同表の備考の二の8中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「20、21、23又は24」を「14から17まで」に改め、同表の備考の二の8を同表の備考の二の7とし、同表の備考の二の9中「〇・二五以上」を「〇・二五未満」に、「25、27又は28」を「18、20又は21」に改め、同表の備考の二の9を同表の備考の二の8とし、同表の備考の二の10中「以上」を「未満」に、「30から49まで、51から65まで又は67から120」を「23から42まで、44から58まで又は60から113」に改め、同表の備考の二の10を同表の備考の二の9とし、同表の備考の二の11中「以上」を「未満」に、「1、4及び7から10まで」を「4及び6から9まで」に改め、同表の備考の二の11を10とし、12及び13を削り、14から16までを11から13までとし、17から19までを削り、20を14とし、21を15とし、22を削り、23から27までを16から20までとし、同表の備考の二の28中「21」を「15」に改め、同表の備考の二の28を21とし、29から48までを22から41までとし、同表の備考の二の49中「26」を「19」に改め、同表の備考の二の49を同表の備考の二の42とし、同表の備考の二の50中「26」を「19」に改め、同表の備考の二の50を43とし、51を44とし、同表の備考の二の52中「27」を「20」に改め、同表の備考の二の52を45とし、53から85までを46から78までとし、同表の備考の二の86中「26及び49」を「19及び42」に、「50」を「43」に改め、同表の備考の二の86を79とし、87から94までを80から87までとし、同表の備考の二の95中「51」を「44」に改め、同表の備考の二の95を88とし、96から100までを89から93までとし、同表の備考の二の101中「53」を「46」に改め、同表の備考の二の101を94とし、102から106までを95から99までとし、同表の備考の二の107中「58」を「51」に改め、同表の備考の二の107を100とし、108から120までを101から113までとし、同表の備考の二に次のように加える。

114| 「運転殺人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の傷害に係るものを含む。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が死亡した場合に限る。）をいう。

114| 「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。以下この表において同じ。）をいう。

115| 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。117及び119において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

116| 「危険運転致傷（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

117| 「運転傷害等（治療期間三十日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

118| 「危険運転致傷（治療期間三十日以上）」とは、人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

119| 「運転傷害等（治療期間十五日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意に

115| 「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。以下この表において同じ。）をいう。

116| 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。118及び120において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

117| 「危険運転致傷（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

118| 「運転傷害等（治療期間三十日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

119| 「危険運転致傷（治療期間三十日以上）」とは、人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

120| 「運転傷害等（治療期間十五日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意に

よるものうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

120| 「危険運転致傷（治療期間十五日以上）」とは、人の傷害（治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

121| 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、¹¹⁵、¹¹⁷及び¹¹⁹に規定する行為以外のものをいう。

122| 「危険運転致傷（治療期間十五日未満）」とは、人の傷害（治療期間が十五日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

123| 「酒酔い運転」とは、法第一百七条の二第一号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

124| 「麻薬等運転」とは、法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

125| 「救護義務違反」とは、法第一百七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

(略)

よるものうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

121| 「危険運転致傷（治療期間十五日以上）」とは、人の傷害（治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

122| 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、¹¹⁶、¹¹⁸及び¹²⁰に規定する行為以外のものをいう。

123| 「危険運転致傷（治療期間十五日未満）」とは、人の傷害（治療期間が十五日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

124| 「酒酔い運転」とは、法第一百七条の二第一号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

125| 「麻薬等運転」とは、法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

126| 「救護義務違反」とは、法第一百七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

(略)

改正後	改正前
<p>別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>備考</p> <p>一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。</p> <p>1（略）</p> <p>2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の113 から122 までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。</p> <p>(イ)・(ロ)（略）</p> <p>3 二の113 から122 までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。</p> <p>二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1（略）</p> <p>2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（124 に規定する行為を除く。）をいう。</p> <p>3～8（略）</p> <p>9 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における23 から42 まで、44 から58 まで又は60 から112 までに規定する行為をいう。</p> <p>115 ¹⁰ 114 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自</p>	<p>別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>備考</p> <p>一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。</p> <p>1（略）</p> <p>2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の114 から123 までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。</p> <p>(イ)・(ロ)（略）</p> <p>3 二の114 から123 までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。</p> <p>二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1（略）</p> <p>2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（125 に規定する行為を除く。）をいう。</p> <p>3～8（略）</p> <p>9 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、4に規定する状態で運転している場合における23 から42 まで、44 から58 まで又は60 から113 までに規定する行為をいう。</p> <p>116 ¹⁰ 115 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自</p>

自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。117及び119において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

121¹¹⁶ } 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは

、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、115、117及び119に規定する行為以外のものをいう。

122¹²⁵ } (略)

自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。118及び120において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

122¹¹⁷ } 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは

、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、116、118及び120に規定する行為以外のものをいう。

123¹²⁶ } (略)